

# つくば市入札監視委員会

## 平成28年度第1回会議 審議概要

開催日時	平成28年8月4日(木) 14:30～	
及び場所	つくば市役所 庁舎6階 第2委員会室	
出席委員	<small>委員長</small> 平沢 照雄 (大学教授) 川端 京子 (税理士) 佐藤 裕光 (司法書士・行政書士) 村上 正子 (大学院教授) 谷貝 一雄 (元地方公務員) 奥谷 正 (国立研究所職員) (敬称略)	
審議対象期間	平成27年10月1日 ～ 平成28年3月31日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件, 随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見, それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	1 多くの辞退者が出ることも想定したうえで, 入札参加資格要件において, より競争性を高める方策を検討していただきたい。 2 業者が多数最低制限価格を下回ったことへの検討をしていただきたい。 3 落札率が高く, 応札者の少ない案件では競争性の確保が課題であり, 検討していただきたい。 4 最低制限価格制度と低入札価格制度がない中では, ダンピングによる労働条件の悪化が懸念され, 最終的に地域企業の育成につながるものか判断していただきたい。	
その他	次回会議(平成29年1, 2月予定)の審議事案抽出当番委員は, 奥谷委員とする。	

【事案1】 27国補公下第2号葛城第1污水幹線管布設工事

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	平成27年10月26日
主管課	上下水道部 下水道整備課
種別	土木一式
入札者数	3者（参加申請:7者）
予定価格	75,840,000円(税抜き)
落札額	74,700,000円(税抜き)
落札率	98.50%

質問・意見	回答・説明
入札参加申請が7者あったうち4者の辞退は多いと思うが、市ではどのように考えているのか。	入札参加申請をした上で、工事条件や内容等考慮する中、工事自体も推進工事、と特殊であり、自分の会社としては難しいと判断して辞退者が増えたものと推察している。
開札後の事後審査において、技術者の配置ができず、無効になった1者があるが、事前に分かるはずではないのか。	今回の落札者については、当日、別の工事を落札し、そちらの工事に技術者を配置した関係で技術者がいなくなり、無効になったと聞いている。
入札参加資格設定で、予定価格が5,000万円以上1億円未満であることから、つくば市内に本店がある業者を対象としているが、資格の設定は金額によるものなのか、それとも工事内容によるものなのか。	つくば市では、一般競争入札参加について、基本方針を定めており、工事、建築の場合、1億円未満の金額については原則、市内本店を条件としている。 しかし、工事の難易度が高い場合、想定される業者数が少ない場合等は、競争性確保の観点から、準市内、県内営業所という形で、枠を広げているところである。
競争性が確保できる想定業者数の目安はどのくらいか。	業種によって異なるが、一般競争入札の場合には概ね20者程度で競争性が保つことが出来ると考えている。
当初、7者の入札参加申請があったうち、辞退者や予定価格超過者があったために1者だけになり、結果的に落札率が高くなった状況である。市内本店に限らず、もう少し地域設定を広げておくことで、今回のように1者だけが残る事態を避けることはできないのか。	今回は、51者を想定業者数としていたのだが、施工場所は交通量が多い交差点であり、また、一部夜間工事の内容も含まれる。 見積りや積算等をした結果により業者数が減っていったものと推測する。
開札後の事後審査は、1件ずつが終わった直後とその日の件数が一通り全部終わった後とどちらで実施するのか。	開札はその日のうちに一度にやってしまうのだが、その場では、落札候補者として宣言をし、その後事後審査を実施している。落札候補者から、必要な書類の提出を受け、事後審査により資格等を確認した上で、落札者を決定している。
落札した後の辞退はできるのか。	辞退は可能だが、その場合、不誠実な行為になってしまうので、指名停止の措置に該当となる。
入札当日まで入札参加申請の件数は全く分からないものなのか。	入札参加者数については、業者間では分からないようになっている。
つくば市内本店という入札参加資格を、本店または支店に広げた場合、入札事務の負担が増えるのか。	参加者が増えることによって、事務局での入力作業は増えるが、大きく負担が増えることはない。

<p>基本方針の市内本店にこだわらず、工事の内容、過去の経験を踏まえて条件を広げることにより、辞退者や予定価格超過者が多数あり、結果としては有効入札者が1者となったとしても、説明責任は果たせるのではないかと思う。</p>	<p>今後、いただいた意見も踏まえて検討していきたい。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 入札参加資格について、辞退者がかなり出ることも想定して、もう少し競争性を高めるような方策を検討していただきたい。</p>	

## 【事案2】 27市単街維第6号吾妻一丁目地区外道路舗装工事

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	平成27年11月24日
主管課	建設部 道路維持課
種別	舗装
入札者数	21者（参加申請:23者）
予定価格	51,770,000円（税抜き）
落札額	40,220,000円（税抜き）
落札率	77.69%
質問・意見	回答・説明
失格基準価格と落札金額が等しいが、同額の場合はいいけれども、その失格基準価格を下回った場合は失格になるということか。	失格となる。
調査基準価格については、どのような考え方なのか。	つくば市は、予定価格が5,000万円以上に限り、低入札制度を実施している。工事の経費内訳として直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を算出し、その和が予定価格となる。これらの費用に、国に準じて定めた割合を乗じて算出した額が調査基準価格になる。 さらに、この案件は予定価格が1億円未満のため、調査基準価格に90%を掛けた額が失格基準価格となる。 落札価格が調査基準価格と失格基準価格の間の場合、低入札調査を実施するが、今回の場合は予定価格が1億円未満であるため、簡易型の調査を実施し、落札候補者となったものである。
調査基準価格と失格基準価格の間、あるいは失格基準価格と同額の入札価格で落札した場合には、低入札調査を実施し、その金額でもきちんと公共工事がなされるのか判断をする、また、失格基準価格を下回った場合は自動的に失格になるのか。	失格基準価格を下回った場合は失格となる。
調査基準価格未満の場合、国あるいは県では、落札後、事業の履行時点においても、頻繁に書類を提出させることで品質の確保に努めているが、市でも同様であるか。	以前のつくば市における低入札制度は、予定価格1,500万円以上の工事を実施しており、調査基準価格を下回ったものに対してのみ中間検査技術検査を義務付け、品質の確保に努めていた。 しかし、昨年9月より対象額を予定価格5,000万円以上と引き上げ、それに伴い、今年4月より、低入札制度にかかわらず、契約額を基準として、2,500万円以上の工事を対象に中間技術検査を実施し、品質の確保に努めている。
調査基準価格は品質に関して、非常に大きな意味を持っていると考えており、この価格を割るのは好ましくないと思う。 ぎりぎりの札を入れてくる業者もおり、通常は、失格基準価格に張り付く業者が数者いて、くじ引きになるのだが、たまたま今回は1者であったのか。	舗装工事の場合は、工種が少なく、単価や積算基準が公表されているので、予定価格、調査基準価格、失格基準価格については、おおよその金額の積算は可能であると考えられる。 そのため、失格基準価格付近に集中することが多い。今回は、失格基準価格と同額は1者であった。

入札と同時に内訳書の提出を義務付けているのか。	内訳書の提出は入札書と一緒に提出を義務付けている。
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> <p>《建議》 提出を義務付けている内訳書の内容について、十分に検討することで、今後の参考にしていただきたい。</p>	

## 【事案4】 27国債(仮)紫峰学園建設工事監理委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成27年11月24日
主管課	建設部 営繕・住宅課
種別	建築関係コンサルタント
入札者数	10者（参加申請:10者）
予定価格	72,600,000円（税抜き）
落札額	55,660,000円（税抜き）
落札率	76.67%

質問・意見	回答・説明
紫峰学園の本体工事の金額は。	税込みで41億3,240万4千円である。
設計は本件の落札業者とは別の事務所が実施したのか。	設計についても同じ事務所である。プロポーザル方式で基本設計, 実施設計を2年前に実施した。
工事監理は実際に工事を行う会社とは全く別の会社が実施するものなのか。	工事施工業者でも可能であると思われるが, 第三者の目を光らせる, という観点から監理業務は別に実施している。
予定価格と最低制限価格の調書作成日は, 先に審議した工事の場合は同日であったが, この業務については異なっているのは, なぜか。	予定価格1500万円未満の工事と全てのコンサルタント業務の予定価格は, 事前公表となっている。 事業発注課は, 予定価格事前公表の場合, 公告前に予定価格書, 金抜き設計書, 仕様書等を合わせて提出し, 最低制限価格書, 低入札の調査基準価格書は事後公表なので, 開札日近くの提出期限に提出することになっている。 予定価格事後公表の場合は, 開札日に近い提出期限となっている。
最低制限価格と同額の入札価格を付けた業者が落札したものか。	最低制限価格と同額の応札者が落札候補者となり, 事後審査の結果, 落札者となったものである。
8者が約6,900万円から6,500万円の入札価格を付けており, 2者は1,000万円低く最低制限価格近くで入札しているが, なぜそれ程価格が変わるのか。	国で定めた算定基準等を基に積算を行い, 予定価格も公表しているため, 逆算すると, 概ねの最低制限価格は算出できる可能性はある。ただし, あとは業者の利益の考え方によるものである。
工事監理を委託した設計事務所の監督をするのは市であるのか。	事業発注課で, 課長が総括監督員となり, また, 担当職員は主任監督員として市長と課長から任命され, この監理業務委託事業を監督している。

## 《評価》

この事案の入札事務は, 適正に行われたものとする。

## 【事案5】 27市単道改委第12号下河原崎地区測量設計業務委託

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

入札日	平成27年10月26日
主管課	建設部 道路建設課
種別	測量
入札者数	21者 (参加申請:22者)
予定価格	18,050,000円(税抜き)
落札額	13,580,000円(税抜き)
落札率	75.24%
質問・意見	回答・説明
他の案件では入札参加資格に関して過去の実績を付しているが、この案件には条件を付けていないのか。	一般的な測量なので特に条件を付けていない。
特に問題はないのか。	一般的な道路の測量なので、測量資格の登録業者であれば対応できる業務と判断している。問題はないと考えている。
多者が最低制限価格の上下に入っているが、予定価格は公表されているのか。	予定価格については、公告時に公表している。
予定価格公表だけでなく、予定価格積算の内訳書に数量は出しているのか。	公告の内訳書中で単価は入れていないが、数量は入れている。
予定価格が出ており、数量も出ているのであれば、だいたいの数値が掴めるのでは。	人員数については、公表していないので、そうとは言えない。
最低制限価格を目指すとなると、今回のようにばらつきが出てくるのか。	そのようである。前後数万円というのは、業者の積算過程における端数処理の関係によるものであると考えている。
算定も複雑ではなく、また、予定価格は事前に公表されている中で、こんなに失格者が出てしまうのはどうしてなのか。	人員数と単価は出していないので、その点で若干の差が出たものと思われる。
最低制限価格を多少下回っても、審議の上、大丈夫である、という仕組みはないのか。	つくば市では、5,000万円以上の工事に関しては低入札調査価格制度を導入しているが、5,000万円未満の工事と委託業務等については、最低制限価格制度を採用している。 最低制限価格制度は地方自治法で認められており、その価格を下回る場合は失格となる。
工期の変更があるが、工事ではなく単なる測量にも関わらず、地元との調整に不測の日数を要した、とはどういうことなのか。	この件は測量と併せて、道路を拡幅する際の設計業務も含まれている。 設計業務の中で道路を広げる際に、道路の線形をどのように通すか、例えば片方だけ道路を切り開くのか、それとも両側に開くのか等道路を広げるとなると地主の同意が必要である。 線形の検討、路線延長も約900メートルと非常に長く、多数の地権者と調整を行う必要があったため、時間を要したものである。

<p>最初はもう少し簡単に地権者の合意が取れると思っていたが、実際には反対した方もいた、という意味での不測の日数なのか。</p>	<p>約90メートルもの長さなので、多数の地権者が存在する。想定した路線で合意にいたらず、何度か直しながら地権者の同意を得なければならないため、時間を要したものである。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 最低制限価格を下回る業者が多数であったことについての検討を、建議に準ずる課題としていただきたい。</p>	



<p>【事案6】 ① 28つくば市立大穂学校給食センター給食配送業務委託</p> <p>② 28つくば市立つくばすこやか給食センター豊里給食配送業務委託</p> <p>③ 28つくば市立荃崎学校給食センター給食配送業務委託</p> <p style="text-align: right;">《 条件付き一般競争入札 》 電子入札</p>	
開札日	平成28年3月2日
主管課	教育局 健康教育課
種別	給食配送
入札者数	① 1者(参加申請:2者) ② 1者(参加申請:2者) ③ 1者(参加申請:2者)
予定価格(税抜き)	① 26,400,000円 ② 133,000,000円 ③ 39,800,000円
落札額(税抜き)	① 26,398,900円 ② 132,994,400円 ③ 39,799,100円
落札率	① 100.00% ② 100.00% ③ 100.00%
質問・意見	回答・説明
昨年度も同じ案件について、同じ応札者で同じような入札及び結果になっていたのか。	前回の学校給食センター給食配送業務委託の入札については、応札者としては、今回の業者のうち1者は入っていなかった。 結果として今回と同じ業者が3つとも取っているものであった。
参加申請業者が少なく、おそらくお互い応札者がだいたい分かると思われる。最終的には1者になってしまっているが、意図的な辞退であることを想定した調査をされたことはあるのか。	今回、参加申請して辞退した1者があるのだが、辞退した業者は他業務である、桜学校給食センターの案件を取っている。 桜のセンターは車6台の設定なので、それ以上は確保できないものと考えている。
前回は今回と同じ2者の参加申請であったのか。	前回の参加申請は3者であり、応札は2者であったが、そのうち1者は今回とは別の会社であった。
地域条件がないので全国から応札は可能であるが、参加申請者のいずれも本社はつくば市にあり、市内に本社があった方がいろいろ安くできると思う。地域条件をなくしたとしても、必ずしも競争性が確保される訳ではなさそうだが、どのように考えているのか。	競争性を確保するために、地域条件を付しておらず、競争性は確保されていると考えている。
他の案件では2件の落札制限があったが、この案件について制限はないのか。	こちらの役務に関しては、制限はない。
役務は制限がない、というのはどうしてなのか。	本来、一般競争入札というのは制限をつけないのが原則であると思うのだが、工事、測量コンサルタント等については、市内業者育成や受注機会を考慮して、手持ち数、同日開札日の落札制限数等を設けているものである。
入札参加資格の地域指定をなくして、競争性を高めるということは、非常に評価できるが、役務に関して落札制限がない、ということは改善するべきではないか。	制限を設けることによって、不調の件数も増えるため、役務に関しては制限していない状況である。

<p>今後、役務についてもつくば市は他の入札と同じように落札制限を設ける方向ではないのか。</p>	<p>検討したいと考えている。 毎年3月に実施している入札で翌年度の公園や道路の除草、街路樹剪定の年間業務委託に関しては、同一開札日の落札制限を設けて実施している経緯がある。</p>
<p>執行伺のコスト削減対策の中で、他の市町村と比べて安く抑えている、と記されているが、具体的にどのような工夫でコストカットされているのか。</p>	<p>他市町村では、運転手の他に補助者を付けているところ、つくば市は運転手が1名で運ぶことになっている。 その部分でコスト削減しているものである。</p>
<p>その人数量は公表しているのか。</p>	<p>公告の内訳書内で公表している。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 落札率100%の落札者で、しかも参入者が少ない。想定業者数の根拠も問われることもあり、今後の検討課題としていただきたい。</p>	

## 【事案7】 28都市公園トイレ清掃業務委託

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	平成28年3月7日
主管課	建設部 公園・施設課
種別	建物清掃
入札者数	12者 (参加申請:12者)
予定価格	6,070,000円(税抜き)
落札額	3,300,000円(税抜き)
落札率	54,37%
質問・意見	回答・説明
入札参加資格がつくば市内に本店があること、とあり、想定した入札参加申請者が36者ということだが、どのような会社を想定していたのか。	ビル建物清掃の会社の応札を想定したものである。また、役務の提供ができる造園業者も想定していた。
12者応札の中、突出して安かった330万の者が落札したが、その他はほぼ横並びである。落札者がその後きちんと業務を行っているのか、確認をしているのか。	その点は十分承知している。契約した年度当初、公園トイレが汚いという苦情があり、業者に指導を行った。 清掃のやり方や時間帯を工夫した結果、現在はそういった苦情はない。 監理監督の仕方は毎月、進捗状況を把握するために、業務日報を提出させている。 写真も付けさせて、書類でも業務が適正にされているか確認している。 また、職員が可能な限り現地を見て、支障がないか確認する等業務の質の確保はできている、と考えている。
都市公園のトイレ掃除だが、消耗品の補充資材は、市からの提供なのか。	消耗品についても、受託した業者が調達することになっている。
公表している予定価格と落札価格に大きく差があり低賃金を助長している可能性はないのか。この落札額はある程度の賃金も確保させつつ地域企業の育成も図る、という観点からすると、安く感じる。一方で、落札業者以外は600万円台の値段をつけており、その価格が適正なのにも関わらず、落札者が大幅な無理をしたのではないかと、という考え方もある。	適正な賃金を支払っていると考えている。
過去2年間の状況を見ると、算出基準に基づき積算している予定価格と落札率の状況に大きな開きがある。 予定価格の上昇は労務単価の高騰が原因とのことだが、落札額があまり上がっていないということは、現状で労働者に還元されていない、と言えるのではないかと。算出基準の労務費上昇分は、落札者の労務費に反映されているのか確認するべきではないのか。	自社の社員で業務を行っていること、またこの会社は家族経営であり、業務委託費を抑えられると聞いている。 低い落札率になる場合もあるため現在、役務に対しても最低制限を設けることを内部で検討しているところである。

<p>落札者以外の応札状況からみて、600万円台があるということは、やはりこれくらいの契約額が妥当ではないのか。ダンピングの疑いが懸念されるので、防止すべき点、検討されている点については、ぜひ続けていただきたい。</p>	<p>はい。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 最低制限価格制度と低入札価格制度がない中では、ダンピングによる労働条件の悪化が懸念される ところである。地域企業の育成も考慮し、契約業務の適正性を含めて判断していただきたい。</p>	

## 【事案3】 26市単河川改修第1号北条新田地区八幡川河川改修工事

《 随意契約 》

見積期日	平成27年12月14日		
主管課	建設部 道路建設課		
種別	土木一式		
見積者数	3者(随意契約時)		
	入札1回目	入札2回目	随意契約 変更契約(16,280,000円の減)
予定価格(税抜き)	27,280,000円	31,820,000円	31,820,000円
見積金額(税抜き)	不調	不調	27,210,000円
比率	85.51%		
質問・意見	回答・説明		
設計も工事の対象も何も変わっていないにも関わらず、2回目の入札で、予定価格と最低制限価格が増加した理由を説明していただきたい。	2回の入札について、執行伺及び設計内訳書の見直しは行っていない。 この件は内容を確認したいので、時間をいただきたい。		
2度の入札不調の後、渇水期と期間が限られるため、急を要するということで随意契約を行った。その後、大幅な減額となった工事の内容について説明していただきたい。	当該現場は、既に矢板で河川の護岸が整備されていたが、その上部にひび割れ等が発生したため、矢板を補強し、河川の床にコンクリートを打ち、整備する工事の発注であった。 そのコンクリート打設に当たり、河川床の土砂をさらったところ、矢板が河川の内側に傾く事態になった。 工事内容に基づきそのまま工事を進めると、二次災害等の恐れも考えられたため、一度工事を中断して設計を見直すことにし、当該現場で二次災害が起きない程度の対策を施し工事を終了するという事となったため、大幅な減額変更契約を行ったものである。		
金額も大幅に減る変更契約はよくあるのか。	このような特別な場合を除き、大幅な変更は通常ない。		
2回目の入札の際に、2者が無効になったが、これは入札資格要件の建設業が特定のところ、特定建設業ではなかったということである。本来ならば確認して入札するのではないか。	一般的には公告された内容を精査した上で入札に参加するのが通常であると思う。この2者については、内容をよく精査しないままに応札したと考えている。		
理由は聞かないのか。	聞いていない。応札者の単純なミスだと思っている。公告内容はインターネットでも見られるようになっており、単純に見落としと解し、追求はしていない。		
特定建設業という資格要件は合理的にしろ、つぐば市に本店があるというところで入札対象者を狭めた結果、入札不調の原因になったとは言えないのか。	地域要件については、1億円までは市内本店であるということの基本方針としており、参加者は確保できている、と考えていた。		

<p>1回目で不調になった場合、前に参加した者が有利にならないよう、2回目は設計等を見直し、新規として出すことによって公平性が保てるのだが、なぜやらないのか。</p>	<p>入札手続きには通常最低でも2か月を要する。設計内容を見直すと、さらに期間を要することとなるため、今回は設計内容を見直さずに入札を行った。</p>
<p>2回の入札で予定価格が変わっているにも関わらず、随意契約の見積り合わせをする際の手続きでも予定価格を作られているが、2回目の予定価格と同じ価格なのはなぜか。 また、通常は参加した人の中の一番低い者と見積り合わせを行い随意契約(不落随契)を結ぶはずである。参加者をまた入れ替えるということは、本来の主旨ではないのではないのか。</p>	<p>今回は、2回の入札で落札者がいないという理由で随意契約を行っており、予定価格等を変えずに行わなければならないことになっている。 国からの通知により、不落随契については原則廃止であることから、見積り参加者を選定し、随意契約を行った。</p>
<p>参加者も変えられないということではないのか。</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第8号での随意契約は、競争入札に付するとき定めた予定価格等の条件を変えることはできないが、参加者まで制限するものではない。</p>
<p>随意契約は一般には控えるものであるから、本来なら工事を請け負えそうな業者を数者選んで、指名競争入札を行うのが普通だと思うが、工期が間に合わなかったのか。</p>	<p>当時はもう年末で、工期としては約3か月程度しかないこともあって、急を要した。 指名競争入札となると、入札手続きに相応の時間を要することになる。指名競争をやるのならば、不特定多数の者が参加できる一般競争入札を行うことが望ましい。 渇水期内に完成しなければならないので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当し、随意契約となった。</p>
<p>随意契約の際、1回目、2回目で受注意欲を示している会社が応札している。その者はどうして入らなかったのか。</p>	<p>その随意契約を行う前に、ヒアリングを実施したところ、年度末でもあり、現在施工中の工事案件の関係もあり、参加するのは難しい、という回答があった。</p>
<p>1回目と2回目の入札の予定価格が違うというのをもう一度説明していただきたい。 予定価格を設定した人が第1回目と2回目で違うのか。また同じ人が設定したとしたら、何で違ったのか。</p>	<p>1回目も2回目も同じ執行伺の額であるので、同じ者が予定価格を設定している。 状況から判断すると、1回目の入札において、当時の設定権者が予定価格について、歩切りを行った。 2回目の入札においては、歩切りを改め、設計額に基づき予定価格を設定したということである。以上のことから、1回目と2回目の予定価格について差が生じたということである。</p>
<p>歩切りというのは、積算で求めた価格を意図的にカットして、予定価格を作ることである。 品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)の改正により、現在は違法である。市の信頼の低下をまねき、非常に好ましくない。</p>	<p>歩切りについて契約検査課は、つくば市において歩切りは無いと理解していた。今回、歩切りが行われていたということは非常に残念であり、今後このようなことが無いようさらに徹底したい。</p> <p>※歩切り:適正な設計金額の一部を控除すること</p>

《評価》  
予定価格の算定について問題があった。  
《建議》  
歩切りの撤廃を職員の間にも周知徹底する、全く同じ内容での再入札を避ける、対策を講じることにより、公平、透明な入札事務に努める。

後日、担当課(道路建設課)が予定価格設定について、再度調査確認を行ったところ、回答に誤りがあったことが判明し、委員長はじめ各委員に対し個別に訂正説明を行ったが、協議の結果、訂正事案については再審議とすることとなった。  
 なお、調整の結果、再審議の委員会は、平成28年9月28日午前10時30分から開催することとなった。

平成28年度第1回会議の再審議

日 時 平成28年9月28日 10:30～  
 場 所 つくば市役所 庁舎2階 会議室203  
 出席委員  
 委員長 平沢 照雄 (大学教授)  
 委 員 川端 京子 (税理士)  
 村上 正子 (大学院教授)  
 谷貝 一雄 (元地方公務員)  
 奥谷 正 (国立研究所職員)

前回の入札監視委員会において、誤った説明をしていたことが、事後の調査において判明したため、各委員に個別に説明をした。

前回、8月4日に行った入札監視委員会で、この案件の予定価格設定者(担当部長)はすでに退職しており、担当係長は、不在(別途会議参加)であり、連絡が取れない状況であったため、状況判断により当時、歩切りを行ったと説明したが、事後の調査において誤りが判明した。

この誤りの内容は、以下のとおりである。  
 ・この案件については、予定価格及び最低制限価格の設定は、担当係長が算定し、担当部長が予定価格書・最低制限価格書を作成した。  
 ・担当係長は、予定価格等の算定資料作成の際、表計算ソフトを使用し、一覧表形式にした上で、各案件ごとの予定価格算定資料を作成した。  
 ・当該案件の入力の際、別工事の誤った数値を入力し、予定価格算定資料を作成した。  
 ・当該資料を基に、担当部長は予定価格書等の作成を行った。  
 ・誤って設定された第1回目の予定価格等に気付かず、第2回目の予定価格等の設定を行ったため、第1回目と第2回目の価格に差異が生じた。  
 ・第1回目の不調の際に、契約検査課から戻された予定価格書と最低制限価格書を確認せずに、第2回目の価格設定を行った。

担当当事者が退職していたり、別のところに配属されていたりして、短時間で確認がとれなかったということであったが、今回、当時の担当者に出席いただいているので、今の説明に加えることがあれば補足説明願いたい。

9月25日が開札日となっており、開札の前週の9月17日に予定価格書、最低制限価格書を提出することとなっていた。9月16日に最低制限価格計算書を作成したものと記憶している。

資料は、事業名、予定価格、最低制限価格となっている。

本数が2～3本と少ない場合には、個別に算定資料に入力して行うことが多いのだが、道路建設課の場合には、本数が多いため、個別の算定資料ではなく、一覧表に入力することで、対応していた。

この一覧表は、案件の金額の高い順から入力する表になっており、今回の案件については上から3番目である。入力した際に、誤って4番目の設計書の中身を転記してしまったというミスがあったものである。

<p>他工事の予定価格と、最低制限価格計算を誤入力したのは当該案件のみか、他の案件はどうであったのか、全案件についても調査したのか。</p>	<p>平成27年度と今年度に設定された予定価格について、道路建設課分だけではあるが、調査、確認をしたものについては、予定価格と設計価格に差異が生じていたものはこの案件だけであった。 通常、工事発注の際は、設計書を基に予定価格、最低制限価格等を算定し、設計書、算定資料双方を確認した上で、設定権者が記入している。 今回は一覧表を作成して誤った、という経緯があるため、同様のやり方を他の部署で行っているか確認をしたが、このような一覧表を使用しているのは道路建設課だけであった。</p>
<p>もし第1回目の開札後に気付いた場合にはどのような手順を踏むのか。</p>	<p>誤りが分かった場合には、1回目の入札を書類不備により不調とし、当該入札案件を中止とし、再度公告し入札を行うことになる。</p>
<p>もし落札してしまった場合、その後契約まで至ってしまった場合、その後に積算ミスが判明した場合、つくば市ではどう処理するのか。</p>	<p>他の市町村と同様に、取消し可能な段階であれば契約解除すべきである、と考えている。工事も進んでしまい、解除が困難な場合は、その契約は継続することが適当であると考えている。 積算ミスがあった場合の取扱いについては、今のところ作っていないが、今後整理し作る予定である。</p>
<p>他の自治体の例では、積算ミスの場合に違約金を払わずに解除できる特約を入れているケースもある。契約して工事が進んでしまった場合、継続する等、いろいろ実例はある。解除条項に特約は設けていないのか。</p>	<p>つくば市では、国で定める公共工事標準請負契約約款を準用しており、中間検査や債務負担について多少加えている部分もあるが、ほぼ国と同じである。</p>
<p>入札監視委員会の資料を作成する際に、このような間違いは発見はされないのか。今後は気を付けていただきたい。</p>	<p>案件が抽出された後、担当課を集め、事業の概要や単価の根拠等、入札監視委員会会議の中で想定される質問を中心に調整会議を行ったが、その中で発見に至らなかった。</p>
<p>業者が入札する際に提出する内訳書については、積算能力の確認等様々なことがわかる。内訳書を使って、不調の原因がどこにあるのかを確認していないのか。</p>	<p>現状ではそのような手続きは行っていない。この案件についても、不調になった時点で気が付いていれば、また違った手続きもとれたと思う。 現在、内訳書が担当課で自由にみられる状況ではないが、今後不調の案件については、内訳書を利用して原因を検証していくことを考えている。</p>
<p>担当係長の誤記入だったということであり、チェック機能を問題にしたい。誤記入に対して、今後どうチェックするつもりか。 担当係長と部長が記入する場面で、誤記入に気付く可能性はなかったのか。</p>	<p>先の説明のとおり、担当係長が一覧表から別途作成した最低制限価格計算書を当時の部長に渡し、この計算書の中から、予定価格書と最低制限価格書にそれぞれ価格を書く行為がなされたものである。 他の部署では設計書を見ながら、一件一件の工事番号を確認して、価格の設定を設定権者が行っている。つまり、今回間違ったケースについては、設計書を見ることなく、計算書が正しいものだという前提で予定価格を設定してしまったものである。</p>



<p>この設計書は一般によく使用されていると思うが、設計書にある一般管理費はすでに計算され、記載済みなのか。国の場合はここは空欄である。設計書を見ただけでは、最後の額が分からない。情報漏えいを心配している。単純に誰かが見ただけで分かる状態にしないことで、漏えいしないようにしているのだが、つくば市はどうしているのか。</p>	<p>すべて経費まで入った執行額で決裁を受けている。ただし、開札の直前に設定権者が予定価格等を記載することで、情報が漏えいしないよう徹底している。また、この予定価格等の算定に携わっている職員は設定権者以外一人と決めているので、必ず外に漏れないセキュリティ対策を行っている。</p>
<p>それゆえに複数チェックがやりづらい。 情報の漏えいを回避するため、できるだけ拡散させない、ということとチェックをしっかりとやるということは大変だと思う。 この案件はぜひ教訓にしてもらいたく、早急に対策を取っていただきたい。事務サイドから今回のような誤記入に対して今後の対策の提案があれば説明願いたい。</p>	<p>予定価格、最低制限価格の設定権者は、次長から副市長と、予定価格により異なる。 価格設定に携わる人数が少ないのが情報拡散防止のためには一番良いのだが、誤りがあった以上、そこはしっかりしなくてははいけない。3人以上が立会い、一人は確実に設計書を基に確認をする、ということを実践したい。庁内に統一を図りたい、と考えている。 もうひとつとしては、疑義の申立てである。各業者が入札の価格を積算する際に、これは違うのではないかと気付く場合があると思う。そのような場合に対応できるような疑義申立て制度を始めていきたい。つくば市は、落札制限や手持工事制限もあり、そういった部分をクリアした上で、試行したいと考えている。 不調時の原因検証であるが、特に建設工事について、提出が義務付けられている内訳書を工事発注課に送り、原因の検証を行うことを考えている。今回の件についても、不調の際に確認していれば、第1回目で気が付いたものと思われる。</p>
<p>チェック体制の強化について、2人でやっていたところを3人に、という提案がなされている。道路建設課の方もきちんとチェックしていくという方向で大丈夫か。</p>	<p>私は、別の部署にいたときと同様、建設部に異動になった今でも、入札案件の本数にかかわらず、1件ずつ設計書に基づいて予定価格設定を行っている。今年の4月以降建設部の予定価格については、すべて設計書に基づいて設定されたものである。 チェック機能の話になると、設計書を持参する担当職員や係長と私(部長)の2人ということになり、今後は3人でとの提案もあるため、そういったチェック機能を働かせることで、なお強化していきたいと思う。</p>
<p>前向きな発言をいただいた。誰が部課長に就いてもしっかり守られるように、契約検査課でルールは明確にしていきたい。 不調になった原因の検証についても、前向きに進めていただきたい。</p>	<p>はい。</p>
<p>誤記入のミスに気付いたとき等、各ステージにおける対処について、内規を作っておけばいいのではないか。</p>	<p>疑義申立の件と併せて作りたいと考えている。</p>
<p>予定価格の設定にかかわることなので、できるだけ情報を拡散しないこと、ミスをなくすこととの兼合いは難しいと思うが、とにかく業務の適正な執行ということで、今回のことを教訓として、改善策を取っていただきたい。</p>	<p>はい。</p>

《評価》

予定価格の算定について問題があった。

《建議》

- 1 全く同じ内容での再入札を避けることにより、公正、透明な入札事務に努めることが必要である。
- 2 予定価格、最低制限価格設定の際には、3人以上での立会いを庁内で統一していただきたい。
- 3 入札に関する疑義申立の制度導入をしていただきたい。
- 4 不調時には、業者から提出される内訳書を基に原因検証を行っていただきたい。